

年金記録訂正請求に係る答申について

**関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)**

平成 29 年 11 月 17 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700101号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1700059号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における船員保険被保険者資格の喪失年月日(昭和58年7月31日)及び取得年月日(昭和59年4月1日)の記録を取り消し、昭和58年7月から昭和59年3月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

昭和58年7月31日から昭和59年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録する必要がある。

事業主は、請求者に係る昭和58年7月31日から昭和59年4月1日までの期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年7月31日から昭和59年4月1日まで

私は、昭和58年6月30日にA社と雇用契約を結び、貨物船C船舶に乗船し、その後、昭和59年10月15日に下船し雇用契約が解除となるまで、継続して勤務していたのに、船員保険被保険者の記録では、請求期間に係る記録がないので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

なお、昭和58年6月30日の一日については、訂正請求は行わない。

第3 判断の理由

A社に係る船員保険被保険者名簿によると、請求者は、同社において、昭和58年7月1日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年7月31日に被保険者資格を喪失後、昭和59年4月1日に同社において被保険者資格を再度取得しており、請求期間における被保険者記録がないことが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された船員手帳によると、請求者は、昭和58年6月30日から昭和59年10月15日までの期間について、A社において二等航海士として雇い入れられていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は、B社に名称変更した後、平成22年2月25日に船員保険の船舶所有者でなくなっていることが確認できるところ、同社は、請求者の請求期間に

おける勤務実態及び船員保険料控除については不明と回答しているが、請求者が記憶する2名の同僚は、請求期間を含む昭和58年6月30日から昭和59年10月15日までの期間において、請求者と一緒にC船舶に乗船していたと回答している。

さらに、上記の同僚2名から提出されたそれぞれの船員手帳により、両氏は、請求者と同じ昭和58年6月30日から昭和59年10月15日までの期間について、A社に雇い入れられていたことが確認でき、両氏の船員保険被保険者記録によると、昭和58年7月1日から昭和59年10月16日を含む期間について、同社において船員保険被保険者になっていることが確認できる上、そのうち1名は、同社に勤務していた者は船員保険に加入していたと思うと陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、請求期間前後の期間と勤務形態に変更はなく継続して勤務し、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和58年7月及び昭和59年4月の船員保険の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和58年8月から昭和59年3月までの期間について、請求者の保険料を県保険課（当時）に対し納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間において、事業主から請求者に係る船員保険被保険者資格喪失届や船員保険被保険者資格取得届が提出されていないにもかかわらず、県保険課が資格喪失年月日及び再度の資格取得年月日を記録することは考え難いことから、事業主が船員保険の記録どおりの被保険者資格の喪失及び再取得の届出を行っており、その結果、県保険課は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（県保険課が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき船員保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。